

保険と年金

国民健康保険(国保)

▶ 国民健康保険とは

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、保険税を出し合い助け合う大切な保障の制度です。

▶ 被保険者証(保険証)について

有効期限までに、新しい保険証を郵送します。有効期限は翌年7月末までとなりますが、次の人は通常より短い期限の保険証が交付されます。

- 翌年7月末までに70歳になる人
- 翌年7月末までに75歳になる人
- 国民健康保険税に未納がある人

▶ 厚岸町に住んでいる人は、次の人を除き、全ての人が加入します

- 勤務先の健康保険（協会けんぽ、船員保険、共済組合など）に加入している人やその扶養家族
- 後期高齢者医療制度に加入している人
- 生活保護を受けている人
- 外国人で在留期間が3カ月以下の人や、医療を受けることを目的に滞在する人、またはその人を世話する人
 - ※ 3カ月以下であっても、在留資格が『興行』『技能実習』『家族滞在』『特定活動』で、3カ月を超えて滞在することが認められている文書等を持っている人は、国民健康保険に加入することができます。

保険と年金

国民健康保険の届け出

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
国民健康保険に入るとき	町内に転入してきたとき	※
	子供が生まれたとき	※
	会社などの健康保険をやめたとき	会社などの健康保険をやめた証明書(喪失証明書)、※
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、※
国民健康保険をやめるとき	町外へ転出するとき	国民健康保険被保険者証、※
	被保険者が死亡したとき	国民健康保険被保険者証、※
	会社などの健康保険に入ったとき	会社などの健康保険証（対象者全員分。未交付の場合は加入を証明するもの）、国民健康保険被保険者証、※
	生活保護を受けることになったとき	生活保護開始決定通知書、国民健康保険被保険者証、※
	町外に住んでいる学生が学生でなくなったとき	卒業証明書(退学の場合は、退学証明(許可)証)、国民健康保険被保険者証、※
次のような場合にも届け出が必要です	保険証をなくしたり、汚したとき(再発行)	印鑑、※
	住所や氏名、世帯主、続柄が変わったとき(被保険者証の変更)	印鑑、国民健康保険被保険者証、※
	就学のため町外に転出したとき	就学生証の写しまたは在学証明書、※ (学生でなくなったとき(卒業を含む)は、厚岸町の国民健康保険をやめる手続きが必要です。)

※上記の全ての届け出について、手続きに来る人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）、世帯主と対象者それぞれのマイナンバー（個人番号）がわかるものが必要です。

国民健康保険で受けられる給付

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

	届け出が必要なとき
療養の給付	医療機関に病気やけがでかかったとき、被保険者証(保険証)を提示すると、次の一部負担割合で治療を受けることができます。 ●義務教育就学前／2割負担 ●義務教育就学後、70歳未満まで／3割負担 ●70歳以上で現役並み所得者でない人／2割負担 ●70歳以上で現役並み所得者／3割負担
療養費	下記の理由で、医療費をいったん全額支払ったときは、申請をすると、自己負担割合の額を除いた金額が療養費として支給されます。療養費の内容によって必要な書類がありますので、お問い合わせください。 ●被保険者証(保険証)を持たず、10割で支払ったとき ●医師が必要と認めた治療用装具(コルセット、治療用眼鏡、弾性着衣など)を購入したとき ●はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき
高額療養費	1カ月(月の1日から末日まで)の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、申請をするとその超えた額が高額療養費として支給されます。 なお、あらかじめ『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示すると、医療機関の窓口での支払いは、自己負担の限度額となります。
出産育児一時金	被保険者が出産したときは、420,000円を支給します。 ただし、産科医療補償制度未加入の医療機関で出産した場合、在胎週数22週未満で出産した場合は、408,000円となります。 なお、医療機関への直接支払制度を利用したときは、医療機関へ出産育児一時金が支払われます。医療機関に支払われる額が出産育児一時金の支給額に満たなかった場合は、申請により差額を支給します。
葬祭費	被保険者が死亡したときは、申請をすると葬祭を行った人に3万円を支給します。

保険と年金

医療費が高額になるときは

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

▶『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』

あらかじめ、担当係に申請し、『限度額適用認定証』(町道民税非課税世帯の場合は『限度額適用・標準負担額減額認定証』)の交付を受けて医療機関に提示すると、1医療機関ごとの窓口負担額が自己負担限度額までとなります。また、町道民税非課税世帯の人は、入院時の食事代の負担も減額されます。

国民健康保険税

税務課課税係・収納係 ☎0153-52-3131

国民健康保険税は、世帯の所得に応じて課される所得割、世帯の加入者数に応じて課される均等割、1世帯あたりに課される平等割の合算額が年税額となり、世帯主に課税されます。

【国民健康保険税の種類・納期・納付方法→13・14頁】

特定健康診査を受けましょう

保健福祉課健康推進係 ☎0153-52-3131

厚岸町国民健康保険の被保険者で40歳以上の人は特定健康診査(特定健診)の対象となります。生活習慣病を予防し、健康な生活を維持するために、毎年必ず受診しましょう。

【特定健康診査の詳細→23頁】

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75歳以上の人(一定の障がいがある人は65歳以上)が加入する医療制度です。

制度の運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行いますが、各種申請(療養費、高額療養費、葬祭費、保険証の再交付等)や届け出などの受付業務は厚岸町が行います。

●北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館内

☎011-290-5601 ファクス011-210-5022

対象者

75歳以上の全ての人が後期高齢者医療制度に加入します。(生活保護を受けている人は除きます)

75歳の誕生日から加入し、加入手続きは必要ありません。一定の障がいがある65歳以上の人で加入を希望する人は、申請により加入することができます。

被保険者証(保険証)について

75歳以上の方は75歳の誕生日までに原則郵便で交付します。65歳以上の一定の障がいがある方は、申請し広域連合の認定を受けた後に交付します。

有効期限は翌年7月末までとなり、有効期限までに新しい保険証を郵送します。

後期高齢者医療制度の届け出

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
後期高齢者医療制度に入るとき	一定の障がいのある65～74歳の方が制度に加入するとき	障がいを証明するもの、預金通帳、特定疾病受領証(現在持っている人)、※
	道外から転入するとき	負担区分等証明書、※
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、※
後期高齢者医療制度をやめるとき	一定の障がいのある65～74歳の方が制度から脱退するとき	後期高齢者医療被保険者証、※
	道外へ転出するとき	後期高齢者医療被保険者証、※
	生活保護を受けることになったとき	生活保護開始決定通知書、後期高齢者医療被保険者証、※
次のような場合にも届け出が必要です	保険証をなくしたり、汚したとき(再発行)	※

※上記の全ての届け出について、手続きに来る人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)、世帯主と対象者それぞれのマイナンバー(個人番号)がわかるものが必要です。

後期高齢者医療保険料

税務課課税係・収納係 ☎0153-52-3131

保険料は、『年金からの天引き』、『納付書での納付』、『スマホアプリ決済』、『口座振替』により納めます。

●年金からの天引き/手続きは不要です。年金の支払い月(偶数月)に保険料が天引きされます。

●納付書での納付/年金からの天引きができないときは、納付書が送られますので、納期限までに納めてください。【納付の方法→14頁】

●口座振替/担当係、取扱金融機関で申し込みが必要です。納期限ごとに口座から引き落としになります。
※年金から保険料が天引きされている人は、申し出により、納付方法を『口座振替』に変更することができます。

	届け出が必要なとき
療養の給付	医療機関に病気やけがでかかったとき、被保険者証(保険証)を提示すると、1割負担で治療を受けることができます。(令和4年10月1日から、一定以上の所得がある人は2割負担となります。) ただし、町道民税の課税所得が145万円以上ある後期高齢者医療制度の被保険者と同一世帯の被保険者は、3割負担となります。
療養費	下記の理由で、医療費をいったん全額支払ったときは、申請をすると、自己負担割合の額を除いた金額が療養費として支給されます。療養費の内容によって必要な書類がありますので、お問い合わせください。 ●被保険者証(保険証)を持たず、10割で支払ったとき ●医師が必要と認めた治療用装具(コルセット、治療用眼鏡、弾性着衣など)を購入したとき ●はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき
高額療養費	1カ月(月の1日から末日まで)の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、申請をするとその超えた額が高額療養費として支給されます。 申請は初回のみ必要で、申請後に発生した高額療養費は申請した口座に自動的に振り込まれます。 なお、あらかじめ『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示すると、医療機関の窓口での支払いは、自己負担の限度額となります。
高額介護合算療養費	同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。 対象となる人には毎年3月頃に、後期高齢者医療広域連合より申請の案内が送付されます。
葬祭費	被保険者が死亡したときは、申請をすると葬祭を行った人に3万円を支給します。

保険と年金

医療費が高額になるときには

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

▶ 『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』

あらかじめ、担当係に申請し、『限度額適用認定証』(町道民税非課税世帯の場合は『限度額適用・標準負担額減額認定証』)の交付を受けて医療機関に提示すると、1医療機関ごとの窓口負担額が自己負担限度額までとなります。また、町道民税非課税世帯の人は、入院時の食事代の負担も減額されます。

申請が必要な人は、所得区分が現役並み所得者の一部の被保険者(課税所得145万円以上690万円未満の被保険者およびその人と同じ世帯にいる被保険者)、町道民税非課税世帯の被保険者です。それ以外の人は被保険者証を医療機関に提示するだけで自己負担限度額が適用されます。

また、『限度額適用認定証』と『限度額適用・標準負担額減額認定証』の有効期限は被保険者証と同じく7月31日までとなります。8月以降も引き続き交付対象となる場合は、更新手続きは不要で、被保険者証と同様に郵送します。

国民年金

国民年金とは

国民年金制度は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、老後の暮らしをはじめ、事故などで障がいを負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという考え方で作られた制度です。

加入の種類と納付方法

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131 釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

20歳になった人には、日本年金機構から国民年金(第1号被保険者)となったことをお知らせします。
(厚生年金保険に加入している人を除く)

	加入者	保険料の納付方法
第1号被保険者	20歳以上60歳未満で、自営業者・農林漁業従事者・学生・無職の人、任意加入の人※	日本年金機構から送付される納付書で納めてください。
第2号被保険者	70歳未満で、厚生年金や共済組合に加入している人	厚生年金保険料の納付期間は、国民年金保険料の納付済み期間とみなされます。
第3号被保険者	20歳以上60歳未満で、日本国内に住所があり、第2号被保険者に扶養されている配偶者	保険料は、配偶者が加入している年金制度全体で負担されるため、自分で納める必要はありません。

保険と年金

※60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます。加入条件などはお問い合わせください。

国民年金の届け出

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131 釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

届け出が必要なとき	種別	届出先
会社をやめたとき (厚生年金に加入していた人に配偶者が扶養されていたときは、配偶者の届け出も必要)	2号→1号 (3号→1号)	担当係または年金事務所
厚生年金加入者の配偶者が扶養から外れたとき	3号→1号	担当係または年金事務所
厚生年金に加入したとき(本人)	1号→2号	勤務先
厚生年金に加入したとき(配偶者)	1号→3号	配偶者の勤務先
会社が変わったとき(本人)	2号→2号	勤務先
会社が変わったとき(配偶者)	3号→3号	配偶者の勤務先

※被保険者・国民年金受給権者の住所変更届と氏名変更届は、マイナンバーと基礎年金番号が紐付いている人については、届け出を原則省略することができます。



種類		給付内容
基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やけがで障がいが残ったときに受けられる年金 ※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったときに、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金
独自給付 第1号被保険者に対する	付加年金	第1号被保険者(任意加入被保険者も含む)が付加保険料を納めると、老齢基礎年金に上乗せされて付加年金を受けられます。
	かふ 寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間が10年以上ある夫が、老齢基礎年金および障害基礎年金を受けることなく亡くなったとき、婚姻関係が10年以上ある妻が60歳から65歳までの間受けられる年金
	死亡一時金	国民年金保険料を3年以上納付した人が、老齢基礎年金および障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、その人と生計を同一にしていた遺族が遺族基礎年金を受けられないときに受けられる一時金 ※死亡一時金と寡婦年金の両方の要件に該当する場合はどちらか一方を選択します。
その他	脱退一時金	受給資格期間を満たす前に帰国した外国人で、国民年金保険料を納めた期間または厚生年金の加入期間が6カ月以上あり帰国後2年以内に請求をすると、脱退一時金を受けられます。
	年金生活者 支援給付金	公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者に対して支給されます。

保険と年金

国民年金を納めるのが困難なとき

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131
釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予^{ゆうよ}されます。
町民課保険医療係または釧路年金事務所で申請できます。

種類	免除・猶予内容
保険料免除	本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な場合、申請することによって保険料が全額免除または一部納付(免除)となる制度 【産前産後期間の保険料免除→29頁】
納付猶予	50歳未満の人で、本人・配偶者(世帯主の所得審査はありません)の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで保険料の納付が困難な場合、申請することによって納付が猶予される制度
特例免除	保険料免除、納付猶予および学生納付特例申請をする年度または前年度において、退職(失業)の事実がある場合に、失業された人の所得を除外して審査を行い、保険料の納付を免除または猶予します。
学生納付特例	学生で保険料の納付が困難な場合、申請することによって保険料の納付が猶予される制度(在学中の保険料を社会人になってから納めることができます)
法定免除	国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金(1級・2級)を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなど、届け出により保険料の全額が免除されます。

介護保険

介護保険のしくみ

保健福祉課介護保険係 ☎0153-53-3333

介護保険は、介護が必要になった人が地域で安心して暮らしていくための制度です。厚岸町が運営し、40歳以上の全ての人が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できます。

資格の種類（介護保険被保険者）

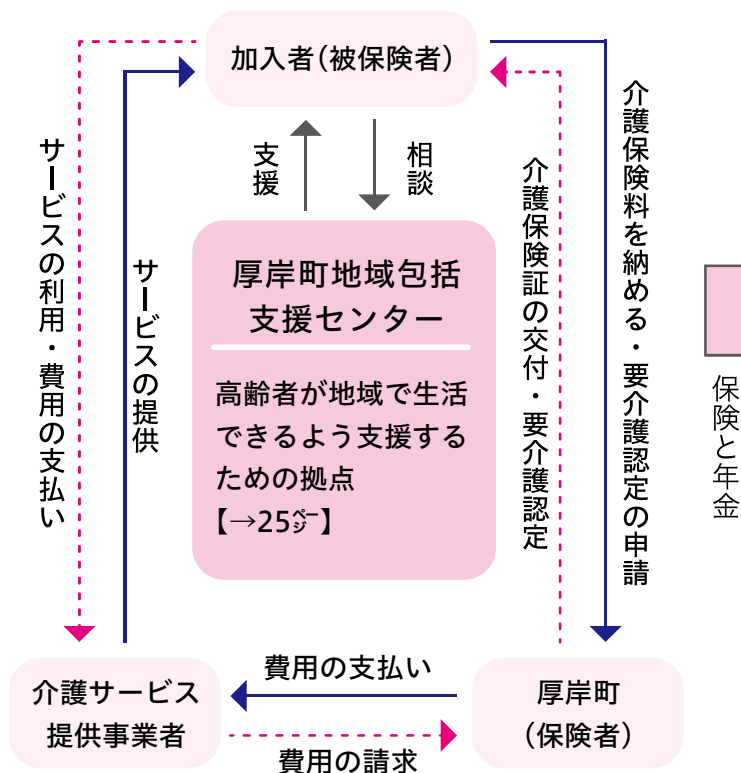
- 第1号被保険者／65歳以上の人を第1号被保険者といいます。病気やけがなど原因を問わず、介護や支援が必要なときは申請することができます。
- 第2号被保険者／40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者といいます。特定疾病が原因で、介護や支援が必要である人は申請することができます。

※交通事故など、特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は対象外となります。

介護保険被保険者証

要介護認定を申請するときや、サービスを受けるときに必要になります。なお、有効期限はありませんので、大切に保管してください。

- 65歳以上の人／65歳になる月の前月に交付
- 40～64歳の人／要介護認定を受けた人に交付



介護保険の手続き・サービスの利用

保健福祉課介護保険係 ☎0153-53-3333
厚岸町地域包括支援センター ☎0153-53-3333

申請から認定まで

町内に住んでいる65歳以上の全てのひとと、初老期認知症、脳血管疾患などの『特定疾病』により、介護が必要になった40歳から64歳までのひとが、介護を受けたいときに申請をします。審査の結果、要支援1・2、要介護1から5に判定されたひとが、介護保険サービスを受けることができます。

- ①要介護認定を受けようとする被保険者は、申請書に被保険者証を添え町に申請します。地域包括支援センター、居宅介護支援事業所または介護保険施設に代行してもらうことができます。
- ②町は、申請のあった被保険者宅を訪問し、心身の状況などについて調査します。同時に被保険者のかかりつけ医師の意見書が必要になります。
- ③その後、介護認定審査会による審査を行い、判定の結果を、申請後、原則30日以内にお知らせします。

介護保険負担割合証

要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。被保険者証とともに、サービスを利用するとき必要になります。

- 有効期限／8月1日～翌年7月31日



▶ 保険給付

介護保険の保険給付(サービス)には、要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があります。サービス費用は、9割が介護保険から給付され、残りの1割が利用者の自己負担となります。ただし、一定所得以上の人のサービス費用は、自己負担額が2割または3割へ増額されます。

▶ 介護給付サービス

介護給付サービスには、施設サービスと在宅サービスがあります。

- 施設サービス／老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設での介護サービス
- 在宅サービス／訪問介護、訪問入浴、訪問看護、ショートステイ、デイサービス、デイケア、福祉用具の貸与と購入、住宅改修費の支給など

▶ 介護サービス利用料の減額など

●高額介護サービス費の支給／月々の介護サービス費が利用者負担の上限を超えたときに、超えた分を払い戻される制度です。個人の所得や世帯状況に応じて利用者負担の上限額が設定されています。対象者には通知と申請書を送付しています。

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減／同一世帯内で介護保険と後期高齢者医療制度などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた分が払い戻されます。

【後期高齢者医療制度『高額介護合算療養費』→18頁】

●特定入所者介護サービス費の補足給付／低所得者が介護保険施設や短期入所を利用される際の食費や居住費(滞在費)の負担を軽減するため、所得に応じて設定された負担限度額を超える費用について、特定入所者介護(介護予防)サービス費を支給するものです。要介護または要支援の認定者全員に対して、毎年7月頃に申請書を送付しています。

●社会福祉法人などによる利用者負担額減免／利用者負担額(サービスの1割負担分など)の一部を軽減することで、サービスの利用を促進することを目的に実施しています。要介護または要支援の認定者全員に対して、毎年7月頃に申請書を送付しています。

介護保険料

税務課課税係・収納係 ☎0153-52-3131

▶ 介護保険料の納め方

●第1号被保険者(65歳以上)／厚岸町で決定した保険料(所得段階別定額保険料)を年金からの天引きにより納めます。年金が年額18万円以下の場合は、納付書、スマホアプリ決済または口座振替で納めます。納付書での納付は、役場、取扱金融機関窓口のほか、コンビニエンスストアで納めることができます。

【納付の方法→14頁】

●第2号被保険者(40歳以上65歳未満)／各医療保険者が医療保険料として徴収している中に、介護保険料が含まれます。厚岸町の国民健康保険に加入している人は、介護分と医療分を合わせて、国民健康保険税として世帯主の人が納めます。

▶ 介護保険料の減免

生活困窮等こんきゅうの事情により介護保険料の納付が困難である場合は、介護保険料の減免制度がありますのでご相談ください。

医療費助成

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

18歳までのお子さんの医療費、心身に重い障がいのある人の医療費、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の医療費を助成しています。対象になる人は、申請により受給者証を交付します。

また、受給者証は毎年7月に、更新手続きが必要です。

- ▶ 子ども医療費助成制度 →29頁
- ▶ ひとり親家庭等医療費助成制度 →32頁
- ▶ 重度心身障害者医療費助成制度 →27頁